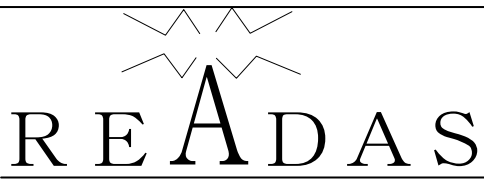


第 5082 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年10月7日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 法人への遺贈

Q：法人に遺贈した場合、どのような課税関係になりますか？

A：次のようになります。

【解説】

遺贈とは、遺言者が遺言によって財産の全部又は一部を特定の人に無償で与える単独行為をいい、遺贈には、遺産の2分の1というように割合で指定する包括遺贈と財産を特定して指定する特定遺贈とがあります。

個人が法人に遺贈をした場合は、次のように取り扱われます。

①法人の課税関係

遺贈された法人では、その時におけるその財産の時価相当額を収益として計上することになります。

法人は、原則として、相続税の納税義務者になりませんので、相続税は課税されません。

②個人に所得税が課せられる場合

個人（被相続人）が法人に土地等の譲渡所得の対象となる財産を遺贈した場合には、時価により譲渡したものとみなして譲渡所得税が課せられます。相続人は、この譲渡所得を被相続人の所得として準確定申告に含めることになります。

③相続税の対象になる場合

被相続人が同族会社に財産を遺贈した場合において、その遺贈により株価が上昇したときは、その上昇した部分に相当する金額は、被相続人がその同族会社の株主に対して遺贈したものとみなされ相続税が課されることになります。

